

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金交付要綱

平成29年4月3日	府海事第7号
改正 平成29年9月1日	府海事第120号
改正 令和2年3月30日	府海事第46号
改正 令和2年6月8日	府海事第63号
改正 令和3年1月26日	府海事第167号
改正 令和3年2月26日	府海事第15号
改正 令和3年3月30日	府海事第52号
改正 令和4年7月1日	府海事第83号
改正 令和4年12月12日	府海事第187号
改正 令和5年4月3日	府海事第47号

第1章 通則

第1節 通則

第2節 交付金事業計画

第2章 交付対象事業

第1節 航路運賃低廉化事業等

第2節 航空路運賃低廉化事業

第3節 輸送コスト支援事業

第4節 雇用機会拡充事業等

第5節 滞在型観光促進事業等

第3章 監督・報告等

第1章 通則

第1節 通則

(通則)

第1条 特定有人国境離島地域社会維持推進交付金（以下「交付金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成28年法律第33号。以下「有人国境離島法」という。）第11条、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び内閣府における補助金等に係る財産処分の承認手続き等について（平成20年府会第393号）その他の法令に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この交付金は、特定有人国境離島地域（有人国境離島法第2条第2項に規定するものをいう。）の地域社会の維持を図るために定める都道県計画（有人国境離島法第10条第1項に規定する地域社会の維持に関する計画をいう。以下「都道県計画」という。）に基づく事業の実施に要する経費の一部を交付し、もって、特定有人国境離島地域における継続的な居住が可能となる環境の整備を図ることを目的とする。

(交付の対象等)

第3条 交付金の交付対象事業は、次の各号に掲げる事業（以下「交付対象事業」という。）とする。

- 一 航路運賃低廉化事業等
- 二 航空路運賃低廉化事業
- 三 輸送コスト支援事業
- 四 雇用機会拡充事業等
- 五 滞在型観光促進事業等

- 2 前項各号に規定する交付対象事業を実施するために必要な経費（同一の経費を基礎として本交付金以外の国の補助金、交付金及びその他相当の反対給付を受けないで交付する給付金の交付決定又は交付を受けている場合は当該交付額を除く。）は、次の各号に掲げる経費とする。
 - 一 事業実施者が交付対象事業の実施に要する事業費（以下「交付対象事業費」という。）
 - 二 事業実施主体が交付対象事業の推進に要する附帯事務費
 - 三 事業実施主体が交付対象事業の実施に関し、必要な調査検討に要する経費（以下「調査費」という。）
- 3 交付金の交付率等は、別紙1に定めるところによる。

(事業実施主体等)

第4条 交付対象事業の事業実施主体は、次のとおりとする。

- 一 特定有人国境離島地域をその区域に含む都道県（以下「都道県」という。）
 - 二 特定有人国境離島地域をその区域に含む市町村（当該市町村によって構成される一部事務組合及び広域連合等を含む。以下「市町村」という。）
- 2 事業実施主体は、前条第1項に掲げる交付対象事業ごとに定める事業実施者に対して、本要綱に定めるところに従い、補助金等を交付する。

(交付限度額)

第5条 内閣総理大臣（以下「大臣」という。）は、予算の範囲内において、事業実施主体である都道県又は市町村に対して、交付金を交付することができる。

(都道県の責務)

第5条の2 都道県は、有人国境離島法及び有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する基本的な方針（平成29年4月7日内閣総理大臣決定）に即して、その特定有人国境離島地域の自然的・社会的諸条件に応じた地域社会の維持のために必要な施策を策定し実施するよう努めるものとする。

- 2 都道県は、第6条に規定する交付金事業計画について、その着実な実施に向け責務を負うものとする。

第2節 交付金事業計画

(交付金事業計画の作成及び提出)

第6条 交付金の交付を受けようとする場合、都道県は、交付金事業計画を作成し、これに基づき交付金の交付申請を行うものとする。

- 2 交付金事業計画の作成その他の手続の詳細については、別に定める。

(交付申請)

第7条 適正化法第5条及び適正化法施行令第3条の規定による交付金の交付申請については、都道県又は市町村は、大臣に対し、別記様式第1の交付申請書に必要な書類を添付して提出するものとする。

2 前項の交付金の交付申請をするに当たって、当該交付金における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額の金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定)

第8条 大臣は、前条第1項の規定により交付申請があった場合において、その内容を審査し、交付金を交付すべきものと認めたときは、適正化法第6条の規定に基づき交付申請者に交付金の交付決定を行うものとする。

(交付決定の通知)

第9条 大臣は、前条の規定による交付金の交付決定を行ったときは、適正化法第8条の規定に基づき、速やかにその交付決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、別記様式第2の交付決定通知書により交付申請者に通知するものとする。

(産業財産権に関する届出)

第10条 都道県又は市町村は、交付対象事業等に基づく発明、考案等に関する特許権、実用新案権、意匠権若しくは商標権等（以下「産業財産権」という。）を取得した場合、又はこれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なく別記様式第3の産業財産権届出書を大臣に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第11条 適正化法第9条第1項に規定する交付申請の取下げについて、交付決定を受けた都道県又は市町村は、交付金の交付決定通知を受けた日から起算して15日を経過する日までに、大臣に別記様式第4の申請取下書を提出するものとする。

(申請の変更)

第12条 都道県又は市町村は、交付金の交付決定通知を受けた後の事情の変更により、この交付申請書の交付申請の内容を変更しようとするときは、あらかじめ別記様式第5の変更交付申請書を提出するものとする。（ただし、交付対象事業の目的等に関係がない実施計画の軽微な変更であると認める場合を除く。）

(交付の変更決定)

第13条 大臣は、前条の規定により交付申請の変更があった場合において、その内容を審査し、交付金を変更交付すべきものと認めたときは、都道県又は市町村に交付金の変更交付決定を行うものとする。

(交付の変更決定の通知)

第14条 大臣は、前条の規定による交付金の変更交付決定を行ったときは、速やかにその変更交付決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を別記様式第6の変更交付決定通知書により都道県又は市町村に通知するものとする。

(変更申請の取下げ)

第15条 適正化法第9条第1項に規定する交付申請の取下げについて、都道県又は市町村は、交付金の変更決定通知を受けた日から起算して15日を経過する日までに、大臣に別記様式第7の変更申請取下書を提出するものとする。

(事故報告)

第16条 都道県又は市町村は、交付対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付対象事業等の遂行が困難となった場合は、速やかに別記様式第8の事故報告書により、大臣に報告を行い、その指示を受けることとする。

第2章 交付対象事業

第1節 航路運賃低廉化事業等

(事業内容)

第17条 本事業は、特定有人国境離島地域とその他の本邦の地域及び特定有人国境離島地域内を連絡する航路（以下「対象航路」という。）における海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第5項に規定する一般旅客定期航路事業及び同法第19条の6の2に規定する人の運送をする貨物定期航路事業（以下単に「航路事業」という。）に係る旅客運賃及び料金（以下「運賃等」という。）の低廉化を行う事業であって、次に掲げるものをいう。
一 住民等の航路運賃等の低廉化を行う事業（以下「航路運賃低廉化事業」という。）
二 対象航路において航路事業を営む者が当該対象航路を運航する船舶を新たに建造する原資として運賃等の引上げを行う場合における当該引上げ部分の運賃等の低廉化を行う事業（以下「船舶建造運賃引上げ抑制事業」という。）

(事業実施者)

第18条 事業実施者は、対象航路の航路事業を営む者であって、航路運賃低廉化事業及び船舶建造運賃引上げ抑制事業により運賃等の低廉化を実施するものとする。

2 事業実施主体は、その定めるところにより、当該事業実施者が行う運賃等の低廉化に要する経費を補助する。

(航路運賃低廉化の対象となる者)

第19条 航路運賃低廉化事業による運賃等の低廉化の対象となる者は、特定有人国境離島地域の住民及びこれに準ずる者として当該地域をその区域に含む市町村の長が定める基準に適合すると認められる者とする。

2 市町村長は、前項の基準について、航路運賃低廉化事業の事業実施主体と協議し、あらかじめ大臣の承認を得るものとする。

(航路運賃低廉化事業の交付対象経費)

第20条 航路運賃低廉化事業の交付対象経費は、第一号に定める額と第二号に定める額との差額（以下「算定基準額」という。）に住民等の利用人員を乗じて得た額とする。

一 普通旅客運賃等から航路事業者による離島住民に適用される割引運賃の割引額を除

いたものであって大臣の確認を受けた運賃等（以下「基準航路運賃」という。）の額
二 航路運賃低廉化事業により住民等に適用するものとして事業実施主体が定める運賃等（以下「割引住民航路運賃」という。）の額

- 2 前項の割引住民航路運賃は、対象航路が属する本土側の地域で運行される鉄道における当該航路の区間の距離と同距離の運賃等（船舶の速力等が一定以上の場合には、当該運賃に特急料金を加えた額）を下回らないものとする。
- 3 事業実施主体は、基準航路運賃を改定する必要がある場合には、あらかじめ大臣に承認を得るものとする。
- 4 事業実施主体は、運賃等の低廉化の対象の確認、利用人員数の把握、低廉化効果の測定その他航路運賃低廉化事業の円滑な実施に必要不可欠な経費を交付対象経費に含めることができる。

（船舶建造運賃引上げ抑制事業の交付対象経費）

- 第21条 船舶建造運賃引上げ抑制事業の交付対象経費は、対象航路において航路事業を営む者が当該対象航路を運航する船舶を新たに建造する原資として、対象航路の普通旅客運賃及び料金の引上げを行う場合（船舶建造に係る事業計画について大臣に承認を得た場合に限る。）における当該引上げ部分の運賃等の低廉化を行うための経費とする
- 2 前項の経費は、低廉化を行う額（現行の普通旅客運賃及び料金の百分の十に相当する金額を超える場合には、当該百分の十に相当する金額）に当該特定有人国境離島航路の利用人員を乗じて得た額とする。

第2節 航空路運賃低廉化事業

（事業内容）

- 第22条 本事業は、特定有人国境離島地域とその他の本邦の地域及び特定有人国境離島地域内を連絡する航空路のうち、次に掲げるもの（以下「対象航空路」という。）における航空法（昭和27年法律第231号）第2条第20項に規定する国内定期航空運送事業（以下「航空路事業」という。）等に係る住民等の運賃の低廉化を行う事業とする。

- 一 当該特定有人国境離島地域と当該特定有人国境離島地域の属する都道県との間の交通の用に供される路線
- 二 当該特定有人国境離島地域と都道県庁所在地その他の経済上又は文化上特に重要な都市との間の交通の用に供される路線であって、旅客の利用状況等からみて旅客の運送の確保を図ることが当該特定有人国境離島地域の住民の生活の安定に資するものとして、大臣が特に必要と認めた路線

（事業実施者）

- 第23条 事業実施者は、対象航空路の航空路事業を営む者であって、航空路運賃低廉化事業により運賃の低廉化を実施するものとする。
- 2 事業実施主体は、その定めるところにより、当該事業実施者が行う運賃等の低廉化に要する経費を補助する。

（航空路運賃低廉化の対象となる者）

- 第24条 航空路運賃低廉化事業による運賃低廉化の対象となる者は、特定有人国境離島地域の住民及びこれに準ずる者として当該地域をその区域に含む市町村の長が定める基準

に適合すると認める者とする。

- 2 市町村長は、前項の基準について、航空路運賃低廉化事業の事業実施主体と協議し、あらかじめ大臣の承認を得るものとする。

(交付対象経費)

第25条 航空路運賃低廉化事業の交付対象経費は、第一号に定める額と第二号に定める額との差額に住民等の利用人員を乗じて得た額とする。

- 一 普通旅客運賃から航空路事業者による離島住民に適用される割引運賃の割引額を除いたものであって大臣の確認を受けた運賃（以下「基準航空路運賃」という。）
 - 二 航空路運賃低廉化事業により住民等に適用するものとして事業実施主体が定める運賃（以下、この節において「割引住民航空路運賃」という。）の額
- 2 前項の割引住民航空路運賃は、当該航空路の属する本土側の地域で運行される新幹線鉄道における当該航空路の区間の距離と同距離の運賃を下回らないものとする。
- 3 事業実施主体は、基準航空路運賃を改定する必要がある場合には、あらかじめ大臣に承認を得るものとする。
- 4 事業実施主体は、運賃低廉化の対象の確認、利用人員数の把握、低廉化効果の測定その他航空路運賃低廉化事業の円滑な実施に必要不可欠な経費を交付対象経費に含めることができる。

第3節 輸送コスト支援事業

(事業内容)

第26条 本事業は、特定有人国境離島地域で生産された農水産物（生鮮品に限る。以下同じ。）を本土に移出する輸送費及び当該農水産物を生産又は移出するために必要な原材料等を移入する輸送費を低廉化する事業とする。

(事業実施者)

第27条 事業実施者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 特定有人国境離島地域で生産された農水産物の本土への出荷に関する団体又は事業者
- 二 特定有人国境離島地域で生産された農水産物を購入等する団体又は事業者
- 三 特定有人国境離島地域において本土に出荷する農水産物の生産を行う団体又は事業者

(交付対象経費)

第28条 輸送コスト支援事業の交付対象経費は、次に掲げる経費とする。

- 一 特定有人国境離島地域で生産された農水産物を本土に移出する際に必要な経費であって、事業実施者が実際に支出した海上輸送費又は航空輸送費及びこれらと一体的に行われる役務費
- 二 前号の農水産物を生産又は移出する際に必要な原材料等を特定有人国境離島地域に移入する際に必要な経費であって、事業実施者が実際に支出した海上輸送費又は航空輸送経費及びこれらと一体的に行われる役務費

第4節 雇用機会拡充事業等

(事業内容)

- 第29条 本事業は、特定有人国境離島地域における雇用増に寄与する事業であつて、次に掲げるものをいう。
- 一 雇用増に直接寄与する民間事業者等による創業又は事業拡大に要する事業資金を補助し、特定有人国境離島地域の雇用機会の拡充を行う事業（以下「雇用機会拡充事業」という。）
 - 二 特定有人国境離島地域への人材供給を促す事業（以下「雇用充足促進事業」という。）
 - 三 雇用機会拡充事業の事業実施者であった者の経営基盤の維持のための事業資金を補助する事業（以下「特定経営基盤維持事業」という。）
 - 四 第34条第3号に規定する分散型ホテル事業と連携して、従来のホテルが有する機能である受付、客室、飲食その他付帯サービスを地域が分担することで、地域住民との交流の接点機会を増やしリピーター化につなげ旅行者等の交流人口を増加させるとともに、旅行者の地域内の回遊による域内観光関連産業の消費喚起を図るために創業又は事業拡大を行う民間事業者等に事業資金を補助することにより、特定有人国境離島地域の雇用機会の拡充を図る事業（以下「分散型ホテル支援事業」という。）
- 2 前項第一号及び第四号の創業とは、個人開業若しくは会社等の設立を行い、又は既に事業を営んでいる者から事業を引き継ぎ、新たに事業を開始することをいい、事業拡大とは、既に事業を営んでいる者が、生産能力の拡大、商品・サービスの付加価値向上等を図るために雇用拡大、設備投資等を行うことをいう。

(雇用機会拡充事業の事業実施者)

- 第30条 雇用機会拡充事業の事業実施者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- 一 特定有人国境離島地域に居住して創業する者
 - 二 特定有人国境離島地域の事業所において事業拡大を行う者
 - 三 主として特定有人国境離島地域の商品、サービス等の販売を目的として特定有人国境離島地域以外の地域において創業する者
- 2 事業実施者は、次のすべての要件に該当する者でなければならない。
- 一 対価を得て事業を営む個人事業者又は法人事業者であること。
 - 二 公的資金の交付先として、社会通念上適切と認められる者であること。

(雇用充足促進事業の事業実施者)

- 第30条の2 雇用充足促進事業の事業実施者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- 一 特定有人国境離島をその区域に含む都道県又は市町村
 - 二 特定有人国境離島をその区域に含む都道県又は市町村、商工会又は商工会議所、観光協会、民間事業者等により構成される協議会等の団体
 - 三 商工会又は商工会議所、観光協会、旅行業者、人材サービス事業者その他の民間事業者等

(特定経営基盤維持事業の事業実施者)

- 第30条の3 事業実施主体は、平成29年度から令和3年度までの間に雇用機会拡充事業の事業実施者であった者（令和4年度においても同事業の事業実施者である者を除く。）で次のすべての要件に該当する者の中から特定経営基盤維持事業の事業実施者を選定することとする。
- 一 雇用機会拡充事業を実施したことにより雇用を創出し、雇用を維持していると認められること。

- 二 新型コロナウイルス感染症又はエネルギー価格・物価高騰の影響により売上高等の事業活動を示す指標の数値が別に定める水準にまで減じたと認められること。
- 2 事業実施者は、次のすべての要件に該当する者でなければならない。
- 一 対価を得て事業を営む個人事業者又は法人事業者であること。
 - 二 公的資金の交付先として、社会通念上適切と認められる者であること。
 - 3 前2項に定めるもののほか、事業実施者に関し必要な事項は、別に定める。

(分散型ホテル支援事業の事業実施者)

- 第30条の4 分散型ホテル支援事業の事業実施者は、第35条の3に規定する分散型ホテル事業の事業実施者又はその構成員とする。
- 2 事業実施者は、次のすべての要件に該当する者でなければならない。
- 一 対価を得て事業を営む個人事業者又は法人であること。
 - 二 公的資金の交付先として、社会通念上適切と認められる者であること。

(雇用機会拡充事業の実施要件)

- 第31条 事業実施主体は、雇用機会拡充事業の実施に当たって、事業実施者に対して、次の各号に掲げる要件を付すものとする。
- 一 雇用創出効果が見込まれる創業又は事業拡大であること
 - 二 本事業終了後に売上高の増加又は付加価値額の増加が図られる蓋然性が高い事業性を有すること
 - 三 創業又は事業拡大に要する事業資金について、自己資金又は金融機関からの資金調達が十分に見込まれること。
- 2 事業実施主体は、別に定める方法に基づき、事業実施者の候補となる者を公募し、事業計画を審査の上、できる限り雇用創出効果が高い者を事業実施者として選定するものとする。
- 3 前2項による事業実施者の選定に関する詳細については、別に定める。

(分散型ホテル支援事業の実施要件)

- 第31条の2 事業実施主体は、分散型ホテル支援事業の実施に当たって、事業実施者に対して、次の各号に掲げる要件を付するものとする。
- 一 雇用創出効果が見込まれる創業又は事業拡大であること。
 - 二 本事業終了後に経常利益又は売上高の増加が図られる蓋然性が高い事業性を有すること。
 - 三 滞在型観光の促進及び旅行者の域内消費喚起に寄与する事業であること。
 - 四 創業又は事業拡大に要する事業資金について、自己資金又は金融機関からの資金調達が十分に見込まれること。
- 2 事業実施主体は、別に定める方法に基づき、事業実施者から提出された事業計画を審査の上、できる限り前項第1号から第3号までの効果が高い者を事業実施者として選定するものとする。
- 3 前2項による事業実施者の選定に関する詳細については、別に定める。

(雇用機会拡充事業の交付対象経費)

- 第32条 雇用機会拡充事業の交付対象経費は、次の各号に掲げる経費とする。
- 一 設備費、システム費又はこれらに係る減価償却費
 - 二 改修費又はこれに係る減価償却費
 - 三 広告宣伝費

- 四 店舗等借入費
- 五 人件費
- 六 研究開発費
- 七 島外からの事業所移転費
- 八 従業員の教育訓練経費
- 九 感染防止対策費

2 前項の交付対象経費の詳細は、別に定める。

(雇用充足促進事業の交付対象経費)

第32条の2 雇用充足促進事業の交付対象経費は、次の各号に掲げる経費とする。

- 一 企画・開発費
- 二 募集費

2 前項の交付対象経費の詳細は、別に定める。

(特定経営基盤維持事業の交付対象経費)

第32条の3 特定経営基盤維持事業の交付対象経費は、次の各号に掲げる経費とする。

- 一 広告宣伝費
- 二 店舗等借入費
- 三 人件費
- 四 従業員の資格取得・講習受講経費
- 五 感染防止対策費
- 六 その他事業を継続する上で必要な経費

2 前項の交付対象経費の詳細は、別に定める。

(分散型ホテル支援事業の交付対象経費)

第32条の4 分散型ホテル支援事業の交付対象経費は、次の各号に掲げる経費とする。

- 一 設備費、システム費又はこれらに係る減価償却費
- 二 改修費又はこれらに係る減価償却費
- 三 店舗等借入費
- 四 人件費
- 五 従業員の教育訓練経費
- 六 感染防止対策費

2 前項の交付対象経費の詳細は、別に定める。

(雇用機会拡充事業の交付対象経費として計上できる交付対象事業費の上限額)

第33条 雇用機会拡充事業の実施年度において交付対象経費として計上できる交付対象事業費は、下表の左欄の区分に応じ、右欄の額とする。

区分	交付対象事業費の上限額
創業	600万円
事業拡大	1,600万円
事業拡大（第32条第1項第一号及び第二号の経費の交付を伴わないもの）	1,200万円

2 雇用機会拡充事業の事業実施者は、前項の交付対象事業費の四分の一以上を自ら負担しなければならない。

(特定経営基盤維持事業の交付対象経費として計上できる交付対象事業費の上限額)

第33条の2 特定経営基盤維持事業の実施年度において交付対象経費として計上できる交付対象事業費の上限は、下表の左欄の区分に応じ、右欄の額とする。ただし、大臣が社会経済情勢等の変化を踏まえ必要と認める場合には、別に定めるところにより、当該額を変更することができる。

区分	交付対象事業費の上限額
個人事業者	100万円
法人事業者	200万円

2 特定経営基盤維持事業の事業実施者は、前項の交付対象事業費の四分の一以上を自ら負担しなければならない。

(分散型ホテル支援事業の交付対象経費として計上できる交付対象事業費の上限額)

第33条の3 分散型ホテル支援事業の実施年度において交付対象経費として計上できる交付対象事業費は、下表の左欄の区分に応じ、右欄の額とする。

区分	交付対象事業費の上限額
創業	600万円
事業拡大	1,600万円
事業拡大（第32条の4第1項第一号及び第二号の経費の交付を伴わないもの）	1,200万円

2 分散型ホテル支援事業の事業実施者は、前項の交付対象事業費の四分の一以上を自ら負担しなければならない。

第5節 滞在型観光促進事業等

(事業内容)

第34条 本事業は、特定有人国境離島地域における滞在型観光の促進及び旅行者の域内消費喚起に寄与する事業であって、次に掲げるものをいう。

- 一 旅行者の滞在を延ばす効果が期待される魅力的な滞在プラン、企画乗船券・企画航空券又は旅行商品（以下「滞在プラン等」という。）の企画、開発及び普及、旅行商品等に組み入れられる現地観光サービスの向上及びその提供を担う人材の確保育成等を図る取組を促進する事業（以下、「滞在型観光促進事業」という。）
- 二 特定有人国境離島地域を対象とした旅行商品の販売促進及び旅行者の域内における交通、宿泊、飲食等の消費喚起（以下、「旅行商品の販売促進割引等」という。）に係る支援を行う事業（以下、「観光産業緊急支援事業」という。）
- 三 特定有人国境離島地域において、域内連携による受付、客室、飲食その他付帯サービスを含む宿泊プラン及び宿泊その他現地観光サービスの予約等窓口の一元化に係る事業計画の策定、実証及び効果検証に要する経費を補助する事業（以下「分散型ホテル事業」という。）

(滞在型観光促進事業の事業実施者)

第35条 事業実施者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 特定有人国境離島をその区域に含む都道県又は市町村

- 二 特定有人国境離島をその区域に含む都道県又は市町村、観光協会、民間事業者等により構成される協議会等の団体
- 三 観光協会、旅行業者、運送サービス事業者、宿泊サービス事業者その他の滞在型観光を担う民間事業者等

(観光産業緊急支援事業の事業実施者)

第35条の2 事業実施者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 特定有人国境離島をその区域に含む都道県又は市町村
- 二 特定有人国境離島をその区域に含む都道県又は市町村、観光協会、民間事業者等により構成される協議会等の団体
- 三 観光協会、旅行業者、運送サービス事業者、宿泊サービス事業者その他の滞在型観光を担う民間事業者等

(分散型ホテル事業の事業実施者)

第35条の3 事業実施者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 宿泊事業者、地域住民、施設所有者等により構成される協議会等の法人
- 二 前号に該当することが見込まれる団体
- 三 宿泊サービス事業者その他の滞在型観光を担う民間事業者等

(滞在型観光促進事業の交付対象経費)

第36条 滞在型観光促進事業の交付対象経費は、滞在プラン等の提供のため必要な経費、滞在プラン等を構成する着地型観光サービスの向上を目的とする経費その他の特定有人国境離島地域における滞在型観光を促進するため必要な経費であって、次の各号に掲げるものとする。

- 一 企画・開発費
- 二 宣伝費
- 三 実証費
- 四 販売促進費

2 前項の交付対象経費の詳細は、別に定める。

(観光産業緊急支援事業の交付対象経費)

第36条の2 観光産業緊急支援事業の交付対象経費は、旅行商品の販売促進等に必要な経費であって、次の各号に掲げるものとする。

- 一 企画・開発費
- 二 宣伝費
- 三 販売促進費

2 前項の交付対象経費の詳細は、別に定める。

(分散型ホテル事業の交付対象経費)

第36条の3 分散型ホテル事業の交付対象経費は、第34条第3号の実施に必要な経費であって、次の各号に掲げるものとする。

- 一 計画策定費
- 二 企画・開発費
- 三 実証費
- 四 効果検証費

2 前項の交付対象経費の詳細は、別に定める。

第3章 監督・報告等

(遂行状況報告)

第37条 都道県又は市町村は、適正化法第12条の規定による遂行状況の報告について、大臣から要求があった場合は、速やかに別記様式第9の遂行状況報告書を提出するものとする。

(実績報告)

第38条 都道県又は市町村は、適正化法第14条前段の規定による実績報告については、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は事業の完了の日が属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、大臣に別記様式第10の実績報告書を提出して行うものとする。

- 2 都道県又は市町村は、交付対象事業が完了せずに国の会計年度が終了した場合は、交付金の交付決定をした日の属する会計年度の翌年度の4月30日までに年度終了の実績報告として別記様式第10の実績報告書を大臣に提出しなければならない。
- 3 第7条第2項ただし書に該当する都道県又は市町村は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該交付金の消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを当該交付対象事業の交付対象経費から減額して提出しなければならない。
- 4 第7条第2項ただし書に該当する都道県又は市町村は、第1項の実績報告を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金の仕入れに係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した都道県又は市町村については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第11の消費税仕入控除税額報告書により速やかに大臣に報告するとともに、これを返還しなければならない。

(交付金の額の確定等)

第39条 大臣は、適正化法第15条の規定に基づき、交付対象事業に係る報告書等の審査を行うとともに、必要に応じて現地調査等を行うものとし、当該報告に係る交付対象事業の成果が交付金の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、都道県又は市町村に別記様式第12の交付額確定通知書を通知するものとする。

(交付金の支払)

第40条 大臣は、前条の規定により交付すべき交付金の額が確定した後に、交付金を支払うものとする。ただし、必要があると認められるときは、概算払をすることができるものとする。

- 2 都道県又は市町村は、前項本文の規定により交付金の支払を受けようとするときは別記様式第13の精算払請求書を、前項ただし書の規定により交付金の支払を受けようとするときは別記様式第14の概算払請求書を官署支出官 内閣府大臣官房会計課長に提出しなければならない。

(是正のための措置)

第41条 大臣は、第38条第1項又は第2項の報告を受けた交付対象事業の成果が交付金の決定内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、適正化法第16条第1項の規定に基づき、当該交付対象事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該都道県又は市町村に対して命ずることができる。

(交付決定の取消し等)

- 第42条 大臣は、次の各号に掲げる場合には、適正化法第10条、第17条第1項及び同条第2項の規定に基づき、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- 一 都道県若しくは市町村又は事業実施者が、適正化法、適正化法施行令又は本要綱に基づく大臣の处分若しくは指示に違反した場合
 - 二 都道県若しくは市町村又は事業実施者が、交付対象事業に関して不正、怠慢又はその他不適当な行為をした場合
 - 三 都道県若しくは市町村又は事業実施者が、交付金を交付対象事業以外の用途に使用した場合
 - 四 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、適正化法第18条第1項の規定に基づき、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 大臣は、適正化法第17条第1項の規定に基づき第1項の取消しを行い、前項の返還を命ずる場合（第1項第四号の場合を除く。）には、適正化法第19条第1項の規定に基づき、その命令に係る交付金を都道県又は市町村が受領した日から当該返還命令がなされた日までの期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 大臣は、補助金等の返還を命じ、これを都道県若しくは市町村又は事業実施者が納期日までに納付しなかったときは、適正化法第19条第2項の規定に基づき、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じて、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金の納付を命ずるものとする。
- 5 大臣は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、適正化法第19条第3項の規定に基づき、加算金又は延滞金の全部若しくは一部を免除することができるものとする。
- 6 本条の規定は、交付金事業について交付すべき交付金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(交付金の返還命令)

- 第43条 大臣は、都道県又は市町村に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、適正化法第18条第2項の規定に基づき、都道県又は市町村にその額の返還を命じなければならない。

(交付金の返還の期限)

- 第44条 適正化法第18条第1項及び第2項の規定による交付金の返還の期限については、返還の命令がなされた日から20日以内とする。

(財産の管理等)

- 第45条 都道県又は市町村は、交付対象経費（交付対象事業の一部を第三者に実施させた場合に要する経費を含む。）により取得し又は効用を増加させた財産（以下「取得財産等」という。）については、交付対象事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、交付金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。
- 2 都道県又は市町村は、取得財産等について別記様式第15の取得財産等管理台帳を備え、管理しなければならない。

3 都道県又は市町村は、当該年度に取得財産等があるときは、第38条に定める報告書に別記様式第16の取得財産等明細表を添付しなければならない。

(財産の処分の制限)

第46条 都道県又は市町村は、取得財産等について、大臣が別に定める期間内において、交付金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。

2 都道県又は市町村は、前項の承認を受けようとするときは、別記様式第17の財産処分等承認申請書を大臣に提出しなければならない。この場合において、当該取得財産等を処分することにより収入がある場合には、大臣の請求に応じてその収入の全部又は一部を国に納付しなければならない。

3 取得財産等のうち処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

(交付金の収益納付)

第47条 都道県又は市町村は、交付対象事業実施中及び終了後一定期間内に、交付対象事業の成果に基づく産業財産権の譲渡又はそれらの実施権の設定、その他出資により取得した持分に対する財産分配等により収益があったときは、別記様式第18の収益状況報告書を大臣に提出しなければならない。

2 都道県又は市町村は、大臣が前項の報告に基づき相当の収益を生じたと認定したときは、大臣の発する指令に従って、交付された交付金の全部又は一部に相当する金額を国に納入しなければならない。

3 大臣は、前項の認定に際して必要な条件を付すことができる。

(交付金の経理)

第48条 都道県又は市町村は、事業実施主体として、交付金について経理を明らかにする帳簿を作成し、交付対象事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

2 都道県又は市町村は、事業実施者に対して、交付金を交付するときに前項に掲げる帳簿の作成及び保存を条件として付すことができる。

(交付金調書)

第49条 都道県又は市町村は、交付対象事業に係る歳入歳出の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする別記様式第19の調書を作成しておかなければならない。

(事業実施者に付す条件)

第50条 都道県又は市町村は、事業実施者に交付金を交付するときは、次の条件を付さなければならない。

一 事業実施者が、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについて、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ都道県又は市町村の承認を受けなければならないこと（大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。

二 都道県又は市町村が、事業実施者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を都道県又は市町村に納付させることがあること。

- 三 事業実施者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、交付金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならないこと。
- 2 都道県又は市町村は、第1項第二号の規定により事業実施者から都道県又は市町村に財産処分による納付があったときは、当該交付金に相当する額の全部又は一部を国に納付しなければならない。

(監督等)

第51条 大臣は、必要があると認めるときは、交付金の交付の目的を達成するために必要な限度において、交付金の交付を受ける事業実施主体（間接交付事業者を含む。）に対し、交付金の使途について必要な指示を行い、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。

(雑則)

第52条 本要綱に規定する申請書その他の書類の提出は、書面又は電子情報処理組織（内閣府の使用に係る電子計算機と都道県の使用に係る電子計算機であつてそれが定める技術的基準に適合するものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織に限る。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うものとする。

- 2 この交付金の制度導入後、更に本要綱に定めが必要となる事項については、本制度の実施状況を見ながら適時適切に本要綱の改正に努める。

第53条 本要綱に定めるもののほか、必要な事項は、内閣府総合海洋政策推進事務局長が別に定める。

附 則

本要綱は、平成29年4月3日より施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成29年9月1日付け府海事第120号）

本要綱は、平成29年9月1日から適用する。

附 則（令和2年3月30日付け府海事第46号）

本要綱は、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和2年6月8日付け府海事第63号）

- 1 本要綱は、令和2年6月8日より施行し、令和2年4月1日から適用する。
2 特定経営基盤維持事業に係る規定は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和3年1月26日付け府海事第167号）

本要綱は、令和3年1月26日から適用する。

附 則（令和3年2月26日付け府海事第15号）

- 1 この決定は、決定の日から適用する。
2 観光産業緊急支援事業に係る規定は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和3年3月30日付け府海事第52号）

(施行期日)

- 1 この決定は、令和3年4月1日から適用する。
(特定有人国境離島地域社会維持推進交付金交付要綱の一部を改正する決定の一部改正)
- 2 特定有人国境離島地域社会維持推進交付金交付要綱の一部を改正する決定（令和3年2月26日内閣総理大臣決定）の一部を次のように改正する。
附則第2項中「令和3年3月31日限り」を「令和4年3月31日限り」に改める。

附 則（令和4年7月1日付け府海事第83号）

この決定は、令和4年7月1日から適用する。

附 則（令和4年12月12日付け府海事第187号）

- 1 この決定は、令和4年12月12日から施行し、改正後の特定経営基盤維持事業に係る規定は、令和4年10月1日から適用する。
- 2 特定経営基盤維持事業に係る規定は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和5年4月3日付け府海事第47号）

この決定は、令和5年4月3日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別紙1（第3条関係）

交付対象事業	対象経費	交付率
航路運賃低廉化事業等	<p>(1) 事業費 事業実施者が航路運賃低廉化事業の実施に要する経費</p> <p>(2) 附帯事務費 事業実施主体が(1)の経費に係る事業を実施するに当たって必要な事務に要する経費</p> <p>(3) 調査費 事業実施主体が(1)の経費に係る事業の実施に関し、必要な調査検討に要する経費</p>	5. 5／10 以内
航空路運賃低廉化事業	<p>(1) 事業費 事業実施者が航空路運賃低廉化事業の実施に要する経費</p> <p>(2) 附帯事務費 事業実施主体が(1)の経費に係る事業を実施するに当たって必要な事務に要する経費</p> <p>(3) 調査費 事業実施主体が(1)の経費に係る事業の実施に関し、必要な調査検討に要する経費</p>	5. 5／10 以内

輸送コスト支援事業	(1)事業費 事業実施者が輸送コスト支援事業の実施に要する経費 (2)附帯事務費 事業実施主体が(1)の経費に係る事業を実施するに当たって必要な事務に要する経費 (3)調査費 事業実施主体が(1)の経費に係る事業の実施に関し、必要な調査検討に要する経費	6／10以内かつ地方公共団体の負担の3倍を超えない範囲
雇用機会拡充事業等		
雇用機会拡充事業	(1)事業費 事業実施者が雇用機会拡充事業の実施に要する経費 (2)附帯事務費 事業実施主体が(1)の経費に係る事業の実施に関する計画の審査・選定及び事業の推進に必要な事務に要する経費 (3)調査費 事業実施主体が(1)の経費に係る事業の実施に関し、必要な調査検討に要する経費	1／2以内かつ地方公共団体の負担の倍を超えない範囲
雇用充足促進事業	(1)事業費 事業実施者が雇用充足促進事業の実施に要する経費 (2)附帯事務費 事業実施主体が(1)の経費に係る事業の実施に関する計画の審査・選定及び事業の推進に必要な事務に要する経費 (3)調査費 事業実施主体が(1)の経費に係る事業の実施に関し、必要な調査検討に要する経費	5.5／10以内
特定経営基盤維持事業	(1)事業費 事業実施者が特定経営基盤維持事業の実施に要する経費 (2)附帯事務費 事業実施主体が(1)の経費に係る事業の実施に関する計画の審査・選定及び事業の推進に必要な事務に要する経費 (3)調査費 事業実施主体が(1)の経費に係る事業の実施に関し、必要な調査検討に要する経費	1／2以内かつ地方公共団体の負担の倍を超えない範囲

	分散型ホテル支援事業	(1)事業費 事業実施者が分散型ホテル支援事業の実施に要する経費 (2)附帯事務費 事業実施主体が(1)の経費に係る事業の実施に関する計画の審査・選定及び事業の推進に必要な事務に要する経費 (3)調査費 事業実施主体が(1)の経費に係る事業の実施に関し、必要な調査検討に要する経費	1／2以内かつ地方公共団体の負担の倍を超えない範囲
	滞在型観光促進事業等		
	滞在型観光促進事業	(1)事業費 事業実施者が滞在型観光促進事業の実施に要する経費 (2)附帯事務費 事業実施主体が(1)の経費に係る事業の実施に関する計画の審査・選定及び事業の推進に必要な事務に要する経費 (3)調査費 事業実施主体が(1)の経費に係る事業の実施に関し、必要な調査検討に要する経費	5. 5／10以内
	観光産業緊急支援事業	(1)事業費 事業実施者が観光産業緊急支援事業の実施に要する経費 (2)附帯事務費 事業実施主体が(1)の経費に係る事業の実施に関する計画の審査・選定及び事業の推進に必要な事務に要する経費 (3)調査費 事業実施主体が(1)の経費に係る事業の実施に関し、必要な調査検討に要する経費	5. 5／10以内
	分散型ホテル事業	(1)事業費 事業実施者が分散型ホテル事業の実施に要する経費 (2)附帯事務費 事業実施主体が(1)の経費に係る事業の実施に関する計画の審査・選定及び事業の推進に必要な事務に要する経費 (3)調査費 事業実施主体が(1)の経費に係る事業の実施に関し、必要な調査検討に要する経費	5. 5／10以内

附帯事務費の率及び使途基準については、別表1、別表2のとおり。

別表1
附帯事務費の率

	附帯事務費の率	交付率
航路運賃低廉化事業等	合計1%以内	事業ごとに定める率
航空路運賃低廉化事業		
輸送コスト支援事業	合計4%以内	
雇用機会拡充事業等		
滞在型観光促進事業等		

別表2
附帯事務費の使途基準

区分	内容
旅費	普通旅費（事業審査、検査等のため必要な旅費） 日額旅費（官公署等への常時連絡及び事務・事業の施行、監督、調査又は検査のための管内出張旅費） 委員等旅費（委員に対する旅費）
報酬 給料	日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する報酬 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する給料（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第2号に掲げる職員に限る。）
職員手当等	上記の報酬が支弁される者に対する地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第4項に規定する期末手当、上記の給料が支弁される者に対する地方自治法第204条第2項に規定する各種手当
共済費	上記の報酬又は給料が支弁される者に対する地方公務員共済組合負担金、上記の報酬又は給料が支弁される者に対する社会保険料
報償費 需用費	謝金 消耗品費（各種事務用紙、帳簿、封筒等の文房具、その他消耗品費） 燃料費（自動車等の燃料費） 食糧費（当該事業遂行上特に必要な会議用弁当、茶菓子販賣料等） 印刷製本費（諸帳簿等の印刷費及び製本費） 修繕費（庁用器具類の修繕費）
役務費	通信運搬費（郵便料、電信電話料及び運搬費等）
使用料及び賃借料	会場借料、自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
備品購入費	当該事業実施に直接必要な機械器具等購入費
委託料	交付金により実施する交付対象事業に係る交付金交付に係る事務及びこれに付随する事務を外部に業務委託する経費

(別記様式第1 交付申請書)

番 号
年 月 日

内閣総理大臣 宛て

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金交付申請書

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金に係る事業を実施したいので、交付金を交付されたく、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請する。

記

1 特定有人国境離島地域の名称

2 交付申請金額

事業実施主体の名称	交付申請金額（千円）

3 交付対象事業の開始（予定）日

年 月 日

4 交付対象事業の完了予定日

年 月 日

注) 交付金事業計画及び事業実施主体ごとの交付申請金額内訳を記載した別紙を添付すること。

(別紙)

交付申請金額の内訳 ((事業実施主体の名称) 分)

(1) 事業費

(単位 : 千円)

	交付対象事業費	交付申請額
航路運賃低廉化事業		
船舶建造運賃引上げ抑制事業		
航空路運賃低廉化事業		
輸送コスト支援事業		
雇用機会拡充事業		
雇用充足促進事業		
特定経営基盤維持事業		
分散型ホテル支援事業		
滞在型観光促進事業		
観光産業緊急支援事業		
分散型ホテル事業		
合計		

(2) 附帯事務費

(単位 : 千円)

交付対象事業費	交付申請額

(3) 調査費

(単位 : 千円)

交付対象事業費	交付申請額

(別記様式第2 交付決定通知書)

番 号
年 月 日

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 宛て

内閣総理大臣

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金交付決定通知書

年 月 日付け第 号で申請のあった特定有人国境離島地域社会維持推進交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、同法第8条の規定により通知する。

記

1 特定有人国境離島地域の名称

2 交付決定 年 月 日付け 第 号

3 交付金額

4 交付条件

- ・事業実施主体は、本決定通知に定めるもののほか交付金に関する法令、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金交付要綱、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金実施要領に従わなければならないものとする。
- ・都道県又は市町村は、本交付金に係る間接交付金の交付を決定するときは、当該交付額に係る間接交付金相当額を遅滞なく、間接補助事業者に交付しなければならない。
- ・交付対象事業については、有人国境離島法第10条に基づく地域社会の維持に関する計画に確実に記載すること。

(別記様式第3 産業財産権届出書)

番号
年月日

内閣総理大臣 宛て

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金産業財産権届出書

年月日付け第 号をもって交付決定の通知を受けた 事業について、下記のとおり産業財産権の取得（譲渡、実施権の設定）をしたいので、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金交付要綱第10条の規定に基づき届け出ます。

記

1. 種類（番号及び産業財産権の種類）
2. 内容
3. 相手先及び条件（譲渡及び実施権設定の場合）

(別記様式第4 申請取下書)

番 号
年 月 日

内閣総理大臣 宛て

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金申請取下書

年 月 日付け第 号で交付の申請を行った特定有人国境離島地域社会維持推進交付金の実施について、その申請を取り下げたく、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第9条第1項の規定により、下記のとおり申請する。

記

1 申請を行った年月日

年 月 日

2 申請を取り下げる事由

(別記様式第5 変更交付申請書)

番 号
年 月 日

内閣総理大臣 宛て

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金変更交付申請書

年 月 日付け第 号をもって交付決定の通知を受けた特定有人国境離島地域社会維持推進交付金について変更したいので、下記のとおり申請します。

記

1 特定有人国境離島地域の名称

2 交付申請金額

(単位：千円)

事業実施主体の名称	交付決定額	変更交付申請額	変更後交付申請額

3 変更を受けようとする理由

4 交付対象事業の開始（予定）日

年 月 日

5 交付対象事業の完了予定日

年 月 日

注) 変更後の交付金事業計画及び事業実施主体ごとの交付申請金額内訳を記載した別紙を添付すること。

(別紙)

交付申請金額の内訳 ((事業実施主体の名称) 分)

(1) 事業費

(単位 : 千円)

	交付決定済額	変更交付申請額	変更後交付申請額
航路運賃低廉化事業			
船舶建造運賃引上げ抑制事業			
航空路運賃低廉化事業			
輸送コスト支援事業			
雇用機会拡充事業			
雇用充足促進事業			
特定経営基盤維持事業			
分散型ホテル支援事業			
滞在型観光促進事業			
観光産業緊急支援事業			
分散型ホテル事業			
合計			

(2) 附帯事務費

(単位 : 千円)

交付決定済額	変更交付申請額	変更後交付申請額

(3) 調査費

(単位 : 千円)

交付決定済額	変更交付申請額	変更後交付申請額

(別記様式第6 変更交付決定通知書)

番 号
年 月 日

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 宛て

内閣総理大臣

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金変更交付決定通知書

年 月 日付け第 号で申請のあった特定有人国境離島地域社会維持推進交付金について、下記のとおり変更交付することに決定したので通知する。

記

1 特定有人国境離島地域の名称

2 交付決定金額

(単位：千円)

事業実施主体の名称	交付決定額	変更交付決定額	変更後交付決定額

(別記様式第7 変更申請取下書)

番 号
年 月 日

内閣総理大臣 宛て

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金変更申請取下書

年 月 日付け第 号で変更申請を行った特定有人国境離島地域社会維持推進交付金の実施について、その変更申請を取り下げたく、下記のとおり申請する。

記

1 申請を行った年月日

年 月 日

2 申請を取り下げる事由

(別記様式第8　事故報告書)

番号
年月日

内閣総理大臣 宛て

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金事故報告書

年月日付け第 号をもって交付決定の通知を受けた 事業について、下記のとおり事故があったので、報告します。

記

- 1 事業の進捗状況
- 2 事故発生までに要した経費
- 3 事故の内容及び原因
- 4 事故に対する措置

(別記様式第9 遂行状況報告書)

番 号
年 月 日

内閣総理大臣 宛て

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金遂行状況報告書

年 月 日付け第 号により交付決定された特定有人国境離島地域社会維持推進交付金の実施について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第12条の規定により、 年 月 日現在の遂行状況を別紙のとおり報告する。

注) 事業実施主体別の内訳資料その他参考となる資料を添付すること。

(別記様式第10 実績報告書)

番 号
年 月 日

内閣総理大臣 宛て

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金実績報告書

年 月 日付け第 号により交付決定された特定有人国境離島地域社会
維持推進交付金の実施について、
$$\begin{cases} \text{完} & \text{了} \\ \text{会計年度が終了} \end{cases}$$
 したので、補助金等に係る予
算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第14条の規定により、別紙のと
おり報告する。

注) 事業実施主体別の内訳資料その他参考となる資料を添付すること。

(別記様式第11 消費税等仕入控除税額報告書)

番 号
年 月 日

内閣総理大臣 宛て

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金消費税等仕入控除税額報告書

年 月 日付け第 号により交付決定された特定有人国境離島地域社会維持推進交付金の交付対象事業について、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金交付要綱第38条第4項の規定により報告する。

記

1 適正化法第15条の交付金の額の確定額 (年 月 日付け第 号による額の確定通知額)	金	円
2 交付金の額の確定時に減額した消費税等仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税等仕入控除税額	金	円
4 交付金返還相当額 (3の金額から2の金額を減じて得た額)	金	円

注) 事業実施主体別の内訳資料その他参考となる資料を添付すること。

(別記様式第12 交付額確定通知書)

番 号
年 月 日

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名 宛て

内閣総理大臣

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金交付額確定通知書

年 月 日付け第 号により交付決定された特定有人国境離島地域社会維持推進交付金の交付対象事業に係る交付額について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号) 第15条の規定により、金 円に確定したので通知する。

(別記様式第13 精算払請求書)

番 号
年 月 日

官署支出官 内閣府大臣官房会計課長 宛て

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金精算払請求書

年 月 日付け第 号により交付決定された特定有人国境離島地域社会維持推進交付金について、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金交付要綱第40条第2項の規定により、下記のとおり精算払を請求する。

記

精 算 扯 請 求 額 (円)

(別記様式第14 概算払請求書)

番 号
年 月 日

官署支出官 内閣府大臣官房会計課長 宛て

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金概算払請求書

年 月 日付け第 号により交付決定された特定有人国境離島地域社会維持推進交付金について、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金交付要綱第40条第2項の規定により、下記のとおり概算払を請求する。

記

概 算 扯 請 求 額 (円)

(別記様式第15 取得財産管理台帳)

取得財産等管理台帳（ 年度）

財産名	規格	数量	単価 (円)	金額 (円)	取得 年月 日	耐用 年数	保管 場所	交付 率	備考
計									

- (注) 1 対象となる取得財産等は、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金交付要綱 第45条第1項に定める取得価格又は効用の増加価格が1件当たり50万円以上のものとする。
- 2 財産名の区分には、(ア)事務用品備品、(イ)事業用備品、(ウ)書籍、資料、(エ)無体財産権(工業所有権等)、(オ)その他の物件(不動産及びその従物)とする。
- 3 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。なお、単価が異なる場合は、分割して記載すること。
- 4 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

(別紙様式第 16 取得財産等明細表)

取得財産等明細表 (年度)

財産名	規格	数量	単価 (円)	金額 (円)	取得 年月 日	耐用 年数	保管 場所	交付 率	備考
計									

- (注) 1 対象となる取得財産等は、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金交付要綱 第45条第1項に定める取得価格又は効用の増加価格が1件当たり50万円以上のものとする。
- 2 財産名の区分には、(ア)事務用品備品、(イ)事業用備品、(ウ)書籍、資料、(エ)無体財産権(工業所有権等)、(オ)その他の物件(不動産及びその従物)とする。
- 3 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。なお、単価が異なる場合は、分割して記載すること。
- 4 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

(別記様式第17 財産処分承認申請書)

番 号
年 月 日

内閣総理大臣 宛て

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金財産処分承認申請書

年 月 日付け第 号をもって交付決定の通知を受けた 事業について、下記のとおり財産を処分したいので、承認願います。

記

1 処分しようとする財産及び処分の理由

- (1) 財産の名称
- (2) 処分の方法（使用、譲渡、交換、貸付け又は担保の提供の別を記載すること。）
- (3) 金額
- (4) 取得年月日
- (5) 処分年月日
- (6) 処分の理由

2 相手方（住所、氏名、使用の目的及び条件）

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

(別記様式第18 収益状況報告書)

番号
年月日

内閣総理大臣 宛て

地方公共団体の名称並びに当該団体の長の職名及び氏名

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金収益状況報告書

年月日付け第号をもって交付決定の通知を受けた事業について、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金交付要綱第47条第1項の規定により収益状況を下記のとおり報告します。

記

1. 交付金の確定額及びその通知日

円 年 月 日 第 号

2. 報告期間 年 月 日 ~ 年 月 日

3. 収益状況 (別紙)

(別紙)

収益状況

(単位:円)

産業財産権の名称、又は財産分配の概要	収益額	算出根拠

(別記様式第19 交付金調書)

年度 特定有人国境離島地域社会維持推進交付金調書

内閣府所管

国	歳出予算科目		交付決定の額	交付率	備考
都道県又は市町村	歳入	科目	予算現額	収入済額	備考
都道県又は市町村	歳出	科目	予算現額 (うち国庫補助金額)	支出済額 (うち国庫補助金額)	翌年度繰越額 (うち国庫補助金額)

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。
- 2 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目を記載すること。
- 3 「都道県又は市町村」の「科目」は、歳入にあっては款、項、目、節を、歳出にあっては款、項、目をそれぞれ記載すること。
- 4 「予算現額」は、歳入にあっては当初予算額、補正予算額等を区分し、歳出にあっては当初予算額、補正予算額、予備費、支出額、流用増減額等を区分して記載すること。
- 5 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 6 交付対象事業等の都道県又は市町村の歳出予算額の繰越しが行われた場合における翌年度に行われる当該事業等に係る交付金についての調書の作成は本表に準ずること。この場合において、都道県又は市町村の歳入の「科目」に「前年度繰越金」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字下欄に国庫補助金額を内書（ ）をもって付記すること。